

むかわ町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月

むかわ町長

むかわ町議会議長

むかわ町農業委員会

むかわ町教育委員会

むかわ町代表監査委員

胆振東部日高西部衛生組合

むかわ町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、むかわ町長、むかわ町議会議長、むかわ町農業委員会、むかわ町教育委員会、むかわ町代表監査委員、胆振東部日高西部衛生組合（以下「各部局等」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた点検等

むかわ町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、その後の計画実施や見直しに繋げる。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、各部局等を一括し女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

①採用関係

- ・計画期間の各年度において、一般職採用者の女性割合を40%以上にする。

②継続就業及び仕事と家庭の両立関係

- ・計画期間の各年度において、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。

③長時間勤務関係

- ・計画期間の各年度において、1人当たりの年平均超過勤務時間を、200時間以下にする。
- ・計画期間の各年において、年次有給休暇の平均取得日数を、10日とする。

④配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

- ・計画期間の各年度において、管理的地位にある女性職員を、管理職全体の15%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

①採用関係（実施時期：前計画期間（平成28年度）から継続）

- ・町長部局（職員担当）は、採用時募集案内において、受験者数の確保のために、町のホームページを活用した業務紹介などの女性にとっても働きやすい職場であることをPRする。

②継続就業及び仕事と家庭の両立関係（実施時期：前計画期間（平成28年度）から継続）

- ・町長部局（職員担当）は、子どもの出生時における配偶者出産休暇及び年次有給休暇の取得促進について直接呼びかけを行う。
- ・各部局等は、男性職員の妻が出産する場合、配偶者産前産後休暇等を取得し、男性職員が育児に参加するよう推進に努める。
- ・町長部局（職員担当）は、女性職員への育児休業、母性保護、休暇、時間外勤務等の在り方などの制度周知と職場内での意見聴取を目的としたワークショップ形式の研修等を実施する。

③長時間勤務関係（実施時期：前計画期間（平成28年度）から継続）

- ・各部局等の管理職は、時間外勤務の上限時間（原則1月45時間、1年間360時間）を超えて勤務させないように勤務調整する。
- ・町長部局（職員担当）は、小学校就学前の子どもがいる職員の深夜勤務を制限する制度等について周知徹底を図る。
- ・町長部局（職員担当）は、管理職に対し、定時退庁を所属職員に促すよう周知・指導し、全職員が退庁しやすい職場の雰囲気作りに努める。
- ・各部局等は、国民の祝日や夏期休暇とあわせた連続休暇の取得促進を図る。

④配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係（実施時期：前計画期間（平成28年度）から継続）

- ・これまで女性の配置が少なかったポストを含めた多様なポストへ女性を積極的に配置する。
- ・町長部局（職員担当）は、女性職員の職域拡大やキャリア形成支援として能力開発や意識向上を図る研修会を行う。